

佐伯市鶴見海望パークの指定管理者の公募について

佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年佐伯市条例第 31 号）第 2 条の規定により、佐伯市鶴見海望パークの管理を行う指定管理者を次のとおり公募する。

令和 7 年 10 月 3 日

佐伯市長 富高 国子



1 施設の概要等

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 佐伯市鶴見海望パーク（以下「海望パーク」という。）

所在地 佐伯市鶴見大字有明浦 24 番地

(2) 海望パークの管理の基準

ア 利用時間 午前 11 時から午後 10 時まで

イ 休業日

(ア) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、直後の日曜日、土曜日及び休日のいずれにも当たらない日とする。

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

ウ ア及びイについては、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

エ 管理基準

(ア) 適切なサービスの提供を行うこと。

(イ) 海望パークの施設、設備及び備品の維持管理及び修繕を適切に行うこと。

(ウ) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(エ) 業務を遂行する上で、関係法令、条例等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

オ 海望パークの管理運営に関する基本的な考え方

(ア) 地場産業の振興、雇用の創出及び交流人口の増加に努めるという設置目的に基づき管理運営を行うこと。

(イ) 本市の特産品等の展示及び販売及びレストラン機能を最大限に活用し、積極的に展開すること。

(ウ) 本市の情報発信に努めること。

(エ) 前各号に掲げ理事業のほか、施設設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(3) 海望パークの管理業務の範囲及び具体的内容

ア 海望パークの施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関すること。

イ その他海望パークの運営に関する業務のうち、市長が必要があると認める業務

2 指定管理者が必要とする資格等

応募しようとするものは、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 佐伯市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。

(3) 佐伯市から指名停止措置を受けていない法人等であること。

(4) 市税等を滞納していない法人等であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。

(8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む法人等でないこと。

(9) 暴力団員が役員となっている法人等でないこと。

(10) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している法人でないこと。

(11) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している法人等でないこと。

(12) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等でないこと。

(13) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している法人等でないこと。

※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

3 申請の受付期間等

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 3 日（金）から 10 月 23 日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 0 時 15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 申請の方法

申請する場合は、受付期間内に申請書及び添付書面を市長に提出すること。

詳細は、8 の「募集要項」を参照すること。

4 申請書に添付すべき書面等

申請に当たっては、以下の書類を市長に提出すること。なお、市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書（佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年佐伯市規則第 29 号）に定める様式第 1 号）
- (2) 海望パークの管理運営に関する事業計画書（募集要項様式第 1 号）
- (3) 海望パークの管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第 2 号）
- (4) 誓約書（募集要項様式第 3 号）
- (5) 指定管理者として必要とする資格等を有することを証する書類
- (6) 定款、寄附行為の写し、規約又はこれらに類する書類
- (7) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 団体代表者の住民票抄本
- (9) 団体の役員名簿
- (10) 前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模など）
- (11) 前事業年度における貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (12) 市税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを証明するもの（完納証明書）（滞納のない証明書）

5 選定の方法及び基準

佐伯市地域振興部及び観光ブランド推進部公の施設指定管理者選定委員会において、次のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定する。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができ、かつ、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。

7 利用料金等に関する事項

管理運営経費

海望パークについては、トイレ棟の維持管理及び情報発信に関する委託料を支払います。

詳細については、８の「募集要項」を参照すること。

８ 募集要項等

（１） 募集要項

海望パークの指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布は次のとおりとする。

ア 配布開始日 令和７年 10 月 3 日（金）

イ 配布場所及び問い合わせ先

佐伯市中村南町 1 番 1 号

佐伯市観光ブランド推進部観光・国際交流課管理係

電話 0972-22-3358

佐伯市鶴見大字地松浦 2008 番地 6

佐伯市鶴見振興局地域振興課地域振興・市民サービス係

電話 0972-33-1111

（２） 佐伯市ホームページによる情報提供

指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）については、佐伯市ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.city.saiki.oita.jp>